

別紙

諮問第1014号、第1015号、第1016号

答 申

1 審査会の結論

「生活安全相談処理結果表」及び「事件相談受理票」を不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件各開示請求に対し、警視総監が令和4年5月27日及び同年7月21日付けで行った不存在を理由とする本件各非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件各審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各非開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、令和5年3月27日に審査会に諮問された。

審査会は、令和6年4月30日に実施機関から理由説明書を收受し、同年5月22日（第181回第三部会）から同年7月31日（第183回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1014号、第1015号及び第1016号は、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 生活安全に関する相談について

「警視庁生活安全相談取扱要綱の制定について」（平成12年3月16日付通達甲（生．総．家相）第3号。以下「生活相談要綱」という。）において、生活相談に関する相談（以下「生活相談」という。）を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談の要旨及び取扱いの概要を警察総合相談業務等管理システム（以下「管理システム」という。）に登録するとともに、生活相談要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」及び別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされ、さらに、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には、別記様式第4号「相談関係者」を出力し、保存するものとされている。

なお、本件決定時、管理システムに登録し出力した各様式の保存期間については、生活相談要綱により3年と定められていた（答申日現在の保存期間は10年。）。

ウ 刑事事件に関する相談について

「刑事事件に関する相談の適正な取扱いについて」（令和3年3月26日通達乙（刑．総．指1）第43号。以下「刑事相談通達」という。）において、刑事事件に関する相談（以下「事件相談」という。）を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談者の氏名、住所、相談の要旨等を管理システムに登録するとともに、刑事相談通達別記様式第1号「事件相談受理票」及び別記様式第4号「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされ、さらに、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には、別記様式第2号「相談関係者票」を出力し、保存するものとされている。

なお、管理システムに登録し出力した各様式の保存期間については、刑事相談通達により3年と定められている。

エ 公文書の保存期間及び延長について

「警視庁公文書管理規程」(平成13年3月21日付訓令甲第6号。以下「公文書管理規程」という。)27条では、実施機関における公文書の保存期間が定められ、「文書分類基準表」により公文書の分類ごとに保存期間が定められている。また、同規程28条では、保存期間の起算日は、「作成した公文書は当該公文書の作成日」、「作成した公文書のうち発行したものは発行日」、「取得した公文書は取得日」の翌年の4月1日とし、それぞれの公文書の保存期間が満了する日まで保存することとなる。

さらに、同規程29条では、公文書には、該当する保存期間及び保存期間が満了する年月日を表示するものとする旨定めている。

次に、同規程30条2項各号に掲げる公文書については保存期間を延長しなければならないとされており、延長事由は、(1)現に監査、調査等の対象となっているもの(2)現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの(3)現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの(4)開示請求等があったものとされている。

オ 本件各非開示決定の妥当性について

(ア) 本件請求個人情報1に対する非開示決定について

本件開示請求1に係る請求個人情報は、「私が平成28年〇月〇日から平成31年〇月〇日までの間に〇〇警察署及び〇〇警察署生活安全課に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表」(以下「本件請求個人情報1」という。)であり、審査請求人は、本件請求個人情報1は存在するはずである旨主張する。

実施機関は、本件請求個人情報1の保存期間は3年であり各警察署の生活安全課において検索・調査を実施したが、平成30年12月31日以前に作成し所属長等の指揮を受けて相談を結了したものについては、保存期間満了のため既に廃棄しており、保存期間中のものは審査請求人の住所、氏名等で検索したが、本件請求個人情報1に係る保有個人情報が記載された公文書は確認できなかつたと説明する。

また、実施機関では、審査請求人が本件審査請求を提起した後においても、再度、各警察署において保管中の生活安全相談処理結果表が綴られたファイルを検索し、更に管理システムにおける登録状況も確認したが、本件請求個人情報1に係る保有個人情報が記載された公文書が存在しないことを改めて確認したとのこ

とである。

審査会が確認したところ、生活安全相談処理結果表の保存期間は、本件決定時の生活相談要綱に基づき3年とされている。この点について検討するに、保存期間が満了する日は、公文書管理規程により、「作成した公文書は当該公文書の作成日」の翌年の4月1日から起算して当該保存期間が満了する日となり、本件請求個人情報1について、平成30年12月31日以前に作成し、所属長等の指揮を受けて相談を結了した生活安全相談処理結果表は、令和3年度末で保存期間が満了するものであることから、開示請求日時点においては、既に廃棄済みであると考えるのが相当である。また、審査請求人及び実施機関の主張書面からは公文書管理規程30条2項に規定する公文書の保存期間を延長しなければならない各事由には該当しないと認められる。

次に、平成30年12月31日以前に作成し、継続案件として保存期間中のもの及び平成31年以降に作成したものについて検討するに、実施機関は本件請求個人情報1を管理システム上も含め検索したが存在しない旨説明するところ、実施機関の生活相談の取扱いは、生活相談要綱に則って実施され、同要綱には生活相談を受理し、又は引継ぎを受けた場合は管理システムに登録し必要な様式を出力し保存することと定められており、生活相談の処理手続において、他に公文書の作成を必要とする規定は存在しない。

これらを踏まえると、本件請求個人情報1について存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件請求個人情報1について、不存在を理由に非開示とした決定は妥当である。

(イ) 本件請求個人情報2及び3に対する非開示決定について

本件開示請求2に係る請求個人情報は、「私が平成29年〇月〇日から平成31年〇月〇日までの間に〇〇警察署刑事組織犯罪対策課に相談した際に作成された事件相談受理票」、本件開示請求3に係る請求個人情報は、「私が平成28年〇月〇日～令和4年〇月〇日までの間に〇〇警察署刑事組織犯罪対策課に相談した際に作成された事件相談受理票」（以下併せて「本件請求個人情報2及び3」という。）であり、いずれも特定期間に特定警察署の刑事組織犯罪対策課に相談した際の事

件相談受理票を求めるものである。

審査請求人は、時効のない事件の情報提供を行ったのであるから、本件請求個人情報2及び3は存在するはずである旨主張する。

実施機関は、本件請求個人情報2及び3の保存期間は3年であり各警察署の刑事組織犯罪対策課において検索・調査を実施したが、平成30年12月31日以前に作成し、所属長等の指揮を受けて相談を結了したものについては、保存期間満了のため、既に廃棄しており、保存期間中のものは審査請求人の住所、氏名等で検索したが、本件請求個人情報2及び3に係る保有個人情報が記載された公文書は確認できなかったと説明する。

また、実施機関では、審査請求人が本件審査請求を提起した後においても、再度、各警察署において保管中の事件相談受理票が綴られたファイルを検索し、更に管理システムにおける登録状況も確認したが本件請求個人情報2及び3に係る保有個人情報が記載された公文書が存在しないことを改めて確認したとのことである。

審査会が確認したところ、事件相談受理票の保存期間は、刑事相談通達に基づき3年とされている。この点について検討するに、保存期間が満了する日は、公文書管理規程により、「作成した公文書は当該公文書の作成日」の翌年の4月1日から起算して当該保存期間が満了する日となり、本件請求個人情報2及び3について、平成30年12月31日以前に作成し、所属長等の指揮を受けて相談を結了した事件相談受理票は、令和3年度末で保存期間が満了するものであることから、開示請求日時点においては、既に廃棄済みであると考えるのが相当である。また、審査請求人及び実施機関の主張書面からは公文書管理規程30条2項に規定する公文書の保存期間を延長しなければならない各事由には該当しないと認められる。

さらに、審査請求人は、時効のない事件の情報提供を行ったのだから本件請求個人情報2及び3は存在するはずである旨主張するが、公文書管理規程を確認したところ、事件の情報提供に関する公文書について保存期間を延長しなければならないとする規定は見当たらない。

次に、平成30年12月31日以前に作成し、継続案件として保存期間中のもの及び平成31年以降に作成したものについて検討するに、実施機関は本件請求個人情報

2及び3を管理システム上も含め検索したが存在しない旨説明するところ、実施機関の事件相談の取扱いは、刑事相談通達に則って実施され、同通達には事件相談を受理し、又は引継ぎを受けた場合は管理システムに登録し必要な様式を出力し保存することと定められており、事件相談の処理手続において、他に公文書の作成を必要とする規定は存在しない。

これらを踏まえると、本件請求個人情報2及び3について存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件請求個人情報2及び3について、不存在を理由に非開示とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表 本件各非開示決定

	<p>本件開示請求 (本件請求個人情報)</p>	<p>非開示（不存在）の理由</p>	<p>諮問番号</p>
<p>1</p>	<p>私が平成 28 年〇月〇日から平成 31 年〇月〇日までの間に〇〇警察署及び〇〇警察署生活安全課に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表</p>	<p>生活安全相談処理結果表の保存期間は 3 年となります。平成 30 年 12 月 31 日以前に相談処理が終了したのものについては、既に保存期間が満了しているため、当該期間における本件開示請求に係る保有個人情報が記載された公文書については、保有しておらず存在しません。</p> <p>また、上記以外の本件開示請求に係る保有個人情報が記載された公文書については、作成しておらず、存在しません。</p>	<p>第 1 0 1 4 号</p>
<p>2</p>	<p>私が平成 29 年〇月〇日から平成 31 年〇月〇日までの間に〇〇警察署刑事組織犯罪対策課に相談した際に作成された事件相談受理票</p>	<p>事件相談受理票の保存期間は 3 年となります。平成 30 年 12 月 31 日以前に相談処理が終了したものについては、既に保存期間が満了しているため、当該期間における本件開示請求に係る保有個人情報が記載された公文書については、保有しておらず存在しません。</p> <p>また、上記以外の本件開示請求に係る保有個人情報が記載された公文書については、作成しておらず存在しません。</p>	<p>第 1 0 1 5 号</p>

3	<p>私が平成28年〇月〇日～令和4年〇月〇日までの間に〇〇警察署刑事組織犯罪対策課に相談した際の事件相談受理票</p>	<p>事件相談受理票の保存期間は3年となります。平成30年12月31日以前に相談処理が終了したものについては、既に保存期間が満了しているため、当該期間における本件開示請求に係る保有個人情報に記載された公文書については、保有しておらず存在しません。</p> <p>また、上記以外の本件開示請求に係る保有個人情報に記載された公文書については、作成しておらず存在しません。</p>	第1016号
---	--	---	--------